

(適格請求書発行事業者が免税事業者となる場合)

問 17 当社は、適格請求書発行事業者の登録を受けています。翌課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下ですが、当社は、免税事業者となりますか。【令和 5 年 10 月改訂】

【答】

その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、原則として、消費税の納税義務が免除され、免税事業者となります。

しかしながら、適格請求書発行事業者は、その基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となった場合でも免税事業者となりません（消法 9①、基通 1-4-1 の 2）。したがって、適格請求書発行事業者である貴社は、翌課税期間に免税事業者となることはありません。

(登録番号の構成)

問 18 登録番号は、どのような構成ですか。【令和 5 年 10 月改訂】

【答】

登録番号<sup>(注 1)</sup>の構成は、次のとおりです（基通 1-7-2）。

- ① 法人番号を有する課税事業者  
「T」（ローマ字）＋法人番号（数字 13 桁）
- ② ①以外の課税事業者（個人事業者、人格のない社団等）  
「T」（ローマ字）＋数字 13 桁<sup>(注 2)</sup>

(注) 1 一度付番された登録番号は、変更することはできません。

2 13 桁の数字には、マイナンバー（個人番号）は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号となります。

(参考) 登録番号の記載例

- ・ T1234567890123
- ・ T-1234567890123

※ 請求書等への表記に当たり、半角・全角は問いません。